

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県聴聞手続規則（抜粋）

高知県聴聞手続規則（抜粋）

（聴聞の期日又は場所の変更）

（聴聞の期日又は場所の変更）

第4条 当事者は、病気その他のやむを得ない理由がある場合においては、法第15条第1項又は条例第15条第1項の規定により通知された（法第15条第4項又は条例第15条第4項に規定する公示の方法により通知された場合を含む。）聴聞の期日又は場所の変更を知事等に申し出ることができる。

第4条 当事者は、病気その他のやむを得ない理由がある場合においては、法第15条第3項又は条例第15条第3項に規定する方式により通知された場合を含む。）聴聞の期日又は場所の変更を知事等に申し出ることができる。

2・3 略

2・3 略

4 前3項の規定は、主宰者が法第22条第2項（法第25条後段において準用する場合を含む。）又は条例第22条第2項（条例第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知し、又は告知した聴聞の期日又は場所の変更について準用する。この場合において、前3項中「知事等」とあるのは「主宰者」と、第1項中「法第15条第1項又は条例第15条第1項」とあるのは「法第22条第2項（法第25条後段において準用する場合を含む。）又は条例第22条第2項（条例第25条後段において準用する場合を含む。）」と、「法第15条第4項又は条例第15条第4項」とあるのは「法第22条第3項（法第25条後段において準用する場合を含む。）において準用する法第15条第4項又は条例第22条第3項（条例第25条後段において準用する場合を含む。）において準用する条例第15条第4項」と読み替えるものとする。

4 前3項の規定は、主宰者が法第22条第2項（法第25条後段において準用する場合を含む。）又は条例第22条第2項（条例第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知し、又は告知した聴聞の期日又は場所の変更について準用する。この場合において、前3項中「知事等」とあるのは「主宰者」と、第1項中「法第15条第1項又は条例第15条第1項」とあるのは「法第22条第2項（法第25条後段において準用する場合を含む。）又は条例第22条第2項（条例第25条後段において準用する場合を含む。）」と、「法第15条第3項又は条例第15条第3項」とあるのは「法第22条第3項（法第25条後段において準用する場合を含む。）において準用する法第15条第3項又は条例第22条第3項（条例第25条後段において準用する場合を含む。）において準用する条例第15条第3項」と読み替えるものとする。